

放課後児童健全育成事業に係るご提案への対応等について

2018(平成30)年のご提案でいただいている事項

- ご提案内容1 放課後児童支援員となるにあたり必要とされる実務期間2年について、厚労省通知で示されている2,000時間が必要という目安について自治体の裁量が認められるようにしていただきたい。
- ご提案内容2 放課後児童支援員になるにあたり必要とされる「児童福祉事業に2年以上従事したもの」について、認可外保育施設における勤務も児童福祉事業の従事経験であるとみなしてほしい。
- ご提案内容3 経過措置期間経過後、放課後児童支援員が急に退職した場合など、保育士等の有資格者、実務経験者の双方がいない場合、クラブの運営がそもそもできなくなるので、特別な措置を講じていただきたい。

厚労省の考え方 ご提案内容1については、通知において、実務経験2年以上という要件を実務的に適用するにあたり、目安として時間数を示したものであるが、放課後児童クラブへの勤務のあり方も多様であり、時間のみを見て実務経験を判断することも適切でないことから、**通知の内容を見直し、実務経験をみるに当たり勘案する事項を示すなど、示し方を工夫していく。**

35 **ご提案内容2については、一般的に認可外保育施設といった場合、多様なものが存在するため、どのようなものについて含めることが可能か検討を行う。**

ご提案内容3については、研修のあり方全般にかかわる問題であるため、経過措置の延長や経過措置終了後の研修のあり方と合わせ、ご懸念の事態が生じないよう検討を進めていく。

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）（抄）
（職員）

第10条第3項 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。

九 高等学校卒業業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

○平成26年5月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」の留意事項について（抄）

基準第10条第3項第9項の「2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とは、（略）、「遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者」としている。（略）ここでの、「継続的」は、2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2,000時間程度あることが一定の目安と考えられる（略）。